

新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画策定のための調査等業務委託に係る  
プロポーザル募集要項

1 プロポーザルの趣旨

本業務委託においては、民間事業者のノウハウと創意工夫を最大限に活かすことが有効であることから、業務内容についての技術提案を求めるプロポーザルを実施する。

2 用語の定義

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 参加予定者とは、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画策定のための調査等業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）を提出した者をいう。
- (3) 参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。
- (4) 事務局とは、新宿区みどり土木部交通対策課交通企画係をいう。
- (5) 類似業務とは、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づく総合計画又は自転車活用推進法に基づく自転車活用推進計画に関する検討業務をいう。

3 参加資格

参加予定者がプロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。

なお、基準日については、公募開始の日とする。公募開始は、本募集要項を、区公式ホームページに掲出し、公表した日（令和8年2月6日（金））とする。

また、契約時までに以下の応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 業務責任者もしくは業務担当者が類似業務に関する知識及び技術士（総合技術管理部門又は建設部門）の資格を有すること。
- (2) 過去5年間（令和2年度から令和7年度）において、業務責任者もしくは業務担当者による類似業務の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (4) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- (5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適応を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあっては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。

- (9) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

#### 4 参加手続き

プロポーザルの参加を希望する者は、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画策定のための調査等業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）に会社概要※を添えて、令和8年2月20日（金）午後5時までに事務局へ持参にて提出すること。なお、上記提出物の返却はおこなわない。

※会社概要の様式は問わず、通常の広報で使用しているものでよい。

注) あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

#### 5 参加の辞退

プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画策定のための調査等業務委託に係るプロポーザル参加辞退書」（第3号様式）を事務局へ提出すること。

注) あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

#### 6 質疑・回答

##### (1) 参加予定者の質疑

参加予定者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑にあたっては、「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画策定のための調査等業務委託に係るプロポーザルに関する質問書」（第4号様式）を以下のとおり提出する。

- ・提出期限 令和8年2月20日（金）午後5時
- ・提出方法 メール又はファクシミリによる送信とする。

メールアドレス kotsutaisaku@city.shinjuku.lg.jp  
ファクシミリ番号 03-3209-5595

##### (2) 質疑に対する回答

回答は参加予定者全員に対して、令和8年2月26日（木）までに電子メール等により行う。なお、電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

## 7 契約内容

### (1) 契約期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

### (2) 委託契約上限額（令和8年度分）

18,139,000円（税込）

### (3) 委託内容

新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画策定のための調査等業務

なお、詳細は別紙「仕様書（案）」のとおりとする。

### (4) 次年度以降の予定

令和8年度内を委託期間とする業務成果については、令和9年度も協議・調整及び検討に活用することとなる。そのため、業務の継続性が必要となることから、本業務委託の受託者においては、本業務の履行成績を評価したうえで、履行状況が良好な場合は、令和9年度までを限度として、各年度の予算の範囲内で業務を委託することを予定している。

#### 【令和9年度実施事項（予定）】

- ・新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画骨子案の作成
- ・パブリックコメントの実施支援
- ・新宿区自転車等駐輪対策協議会等の運営支援（3回開催予定）

## 8 契約予定日 令和8年4月中旬

## 9 企画提案書等の作成及び提出方法

### (1) 提出書類、部数等

#### ① 企画提案書

【様式】第2号様式を使用し、文字の大きさは10.5ポイント以上とする。

【部数】10部※

※選定の中立性を担保するため、10部のうち、8部には事業者名等が判明できる内容を記載しないこと。（事業者名、所在地、電話番号など。記載のある資料を使用する場合は、マスキング処理すること。）残りの2部については表紙に事業者名を明記すること。

※事業者名等を明記する1部には、事業者名、所在地、代表者、あて先を記載すること。なお、あて先は「新宿区みどり土木部長」とすること。

#### ② 見積書

本件委託に係る見積を「見積書」（第2-2号様式）により作成のうえ、提出すること。また、その内訳を添付すること（内訳の記載について様式は問わない）。

当該見積書の記載額については、受託候補者の選定時に用いる。また、委託内容に対して著しく不適切な見積額の場合は評価対象から除外する場合がある。

【部数】1部

③ 提出期限

令和8年3月6日（金）午後5時

なお、提出期限までに本募集要項9（1）に記載する企画提案書及び見積書の提出がない場合には、辞退したものとみなす。

④ 提出方法

一括して事務局へ持参すること。（郵送等は不可）

注）あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

（2）企画提案書の内容

以下の内容について、第2号様式を使用し作成すること。作成にあたっては、別紙「仕様書（案）」を参考にし、本業務の趣旨を理解した上で作成すること。

また、提出者の特定が可能な内容（具体的な事業者名等）を記載しないこと。

なお、企画提案書に記載する事項は次のとおりである。

項目	概要	
表紙	10部うち、2部についてのみ表紙に事業者名等を明記すること。	
① 類似業務の実績	業務責任者もしくは業務担当者が携わった類似業務の実績について、当該実績の概要を記載すること。	
② 業務の実施方針	業務の実施体制や業務実施上の配慮事項等を簡潔に記載すること。	
③ 基本要件の整理	現行の「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」及び「新宿区自転車ネットワーク計画」策定以降の社会情勢の変化や関連計画の改定等、計画策定にあたって必要となる諸条件を整理すること。	
④ 策定スケジュール	仕様書（案）の内容等をもとに、令和9年度末の計画策定に向けたスケジュール（案）を提案すること。	
⑤ テーマに対する提案		
	ア 現行計画の分析・検証	現行の「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」及び「新宿区自転車ネットワーク計画」の成果の検証及び課題の整理を行うにあたり、その手法や工夫について提案すること。
	イ 各種調査の実施	仕様書（案）にある自転車交通量調査、自転車の利用実態等の調査、アンケート調査を実施するにあたり、その手法や工夫について提案すること。
	ウ 次期計画への反映事項	自転車等を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえつつ、新宿区の現状及び地域特性から次期計画に反映すべき事項について提案すること。

## 10 企画提案の評価（選定）方法

新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画策定のための調査等業務委託に係る業者選定委員会が、以下のとおり選定を行う。

### （1）第1段階評価（第1次選定）

企画提案書をもとに評価し、上位の3者（企画提案書の提出者が3者に満たない場合は全者）を、第2段階評価を行う事業者として選定する。ただし、評価点が満点の50%に満たない場合は、第2段階評価を行う事業者として選定しない。

なお、評価結果については、第1段階評価終了後、参加者に対して電子メール等により通知する。電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

### （2）第2段階評価（第2次選定）

第2段階評価を行う事業者を対象に、指定する日時及び場所において、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者をあわせて最大3名以内とし、次のとおり行う予定である。

なお、第1段階評価終了後に第2段階評価参加者に対して質疑及び要望事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがある。

【日 時】令和8年3月30日（月）に予定しているが、変更となる場合がある。

※実施日等は第1段階評価終了後に電子メール等により通知する。

電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

### （3）評価基準

#### ①第1段階評価

No.	評価項目	評価内容
1	類似業務の受託実績	類似実績の経験
2	業務の実施方針	技術者の配置、業務の円滑性
3	基本要件の整理	資料の的確性
4	策定スケジュール	策定が可能なスケジュールの提案
5	テーマに対する提案	適格性、実現性、説得力

#### ②第2段階評価

No.	評価項目	評価内容
1	プレゼンテーション能力	分かり易さ、簡潔さ
2	業務理解度	目的、条件、内容の理解度
3	取組姿勢	積極性など
4	その他	特筆すべき事項

### （4）受託候補者の選定

特別の事情がある場合を除き、見積書の金額が委託契約上限額を下回る事業者うち、第1段階評価及び第2段階評価の合計評価点に、見積書の金額を基に算出した価格評価点を加えた値の最高点者を受託候補者として選定する。

## 11 スケジュール（予定）

- (1) 募集要項の配布 令和8年2月6日（金）から2月20日（金）午後5時まで
- (2) 参加申請書の受付 令和8年2月6日（金）から2月20日（金）午後5時まで
- (3) 質問書の受付 令和8年2月6日（金）から2月20日（金）午後5時まで
- (4) 企画提案書等の受付 令和8年2月24日（火）から3月6日（金）午後5時まで
- (5) 第1次選定結果の通知 令和8年3月13日（金）頃
- (6) 第2次選定 令和8年3月30日（月）予定
- (7) 第2次選定結果の通知 令和8年4月13日（月）頃

## 12 留意事項

### （1）提出物の取扱い

企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管、管理又は廃棄し、参加者へは返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。

### （2）本件プロポーザルは、業務の受託候補者を選定するため行うものであり、契約の決定は別途行う。

### （3）契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

### （4）参加経費等

プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

### （5）適正な手続きの順守

申請書類の虚偽記載の場合、無効とする。また、新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画策定のための調査等業務委託に係る業者選定委員との接触を禁ずるものとし、違反した場合には評価対象から除外する。

### （6）新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第2号）に定める労働環境の適正性の確認について理解し、適用対象となった場合は契約締結後に必要な書類（労働環境確認報告書等）を提出すること。

## 13 各種書類の提出先及び問合せ先

プロポーザル事務局

新宿区みどり土木部交通対策課交通企画係

住所：〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区役所7階

電話：03-5273-4265（直通）

FAX：03-3209-5595

メール：kotsutaisaku@city.shinjuku.lg.jp

担当者：針谷